

電力小売の全面自由化に伴い、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示の義務化を求める意見書

平成 28 年（2016 年）4 月からの電力小売全面自由化により、50 キロワット契約以下の一般家庭や小規模工場・商店を含む国内全ての消費者が電力会社を自由に選び、供給側に影響を及ぼす選択肢を持てるようになった。

しかし、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示については、平成 28 年（2016 年）1 月に経済産業省が公表した「電力の小売営業に関する指針」では、「ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うことが望ましい。」とされており、事業者の努力を求めるのみにとどまっている。

よって狛江市議会は政府等に対し、より安全で持続可能なエネルギーを消費者が自由に選択できるよう下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 小売電気事業者に対し、電源構成開示を「義務化」すること。
- 2 小売電気事業者に対し、電源構成情報について、ホームページ・パンフレットのみにとどまらず、料金明細への記載など、消費者の目にとまるわかりやすい形での「表示」を義務化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）12 月 19 日

東京都狛江市議会

平成 28 年 12 月 19 日 原案可決